

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
第 3 章 平常時の対策 (P59) 第 9 節 医療・救護・防疫対策 《現状》 ○ 地震災害時には市内に臨時救護所及び災害時地域医療機関（平塚市休日・夜間急患診療所）を開設し、応急的に医療救護活動を実施します。 《課題》 ○ 平常時、平塚市休日・夜間急患診療所となっている災害時地域医療機関の実効性確保が必要です。 《今後の取り組みの方向》 1 災害時医療体制の強化【市長室、健康・こども部、市民病院】 災害時の医療体制を市域における平時の救急医療体制と同様に、傷病の重症度に応じて災害拠点病院（平塚市民病院）、救急病院、その他の病院、災害時地域医療機関、臨時救護所、診療所に対応することにより、効率的、効果的なものとします。 また、市内医療関係者の連携強化、対応力強化を目的とした訓練を実施します。 2 災害時地域医療機関における医療救護活動体制の強化【市長室、健康・こども部】 災害時地域医療機関は、診療機能、医療機器、医薬品等の体制が一定程度確保されていることから、ライフライン途絶時の診療機能の確保や救護隊の編成、訓練等を実施し、医療救護活動体制の強化	第 3 章 平常時の対策 (P59) 第 9 節 医療・救護・防疫対策 《現状》 ○ 地震災害時には市内に臨時救護所及び災害時地域医療機関を開設し、応急的に医療救護活動を実施します。 《課題》 （追加） 《今後の取り組みの方向》 1 医療器材・医薬品及び看護要員の確保【市長室、健康・こども部】 臨時救護所用の医療器材及び医薬品の確保体制の整備並びに看護要員等の人的確保に努め、臨時救護所における救護活動の充実、強化を図ります。 （1）医療器材等の備蓄 臨時救護所開設時の迅速かつ円滑な運営を期するため、必要な装備品及び医療器材等の備蓄に努めます。 （2）医薬品等確保体制の整備 「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（医薬品類）」等に基づく協定先との連絡体制の整備及び医薬品の在庫量の把握に努め、新たな協定の締結の推進とともに、医薬品の備蓄に	・ 第 1 回防災会議における委員の意見を踏まえた改訂

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
を図ります。 3 看護要員の確保【市長室、健康・こども部】 災害時地域医療機関及び臨時救護所に対応にあたる看護要員の確保に努めます。	ついて平塚市医師会及び平塚中郡薬剤師会の協力を得て、医薬品の確保体制の整備、充実に努めます。 (3) 運営体制の整備 臨時救護所における応急医療は、救護隊医師を班長として、平塚歯科医師会、平塚市赤十字奉仕団、登録看護要員等により実施されますが、看護要員となる看護師、看護補助者の不足が見込まれます。このため、次のとおり看護要員の登録制度により要員の確保に努めるとともに研修会等を開催し、臨時救護所の円滑な運営体制の確立に努めます。 ア 看護要員の確保 広報紙その他の方法により、看護師、看護補助者等の看護要員の登録を呼び掛け、臨時救護所開設時の要員の確保に努めます。 イ 看護要員の研修 登録された看護要員に対して、応急医療救護活動に関する研修会等への参加を促進します。 ウ 応急医療救護訓練の実施 関係機関等の協力を得て、臨時救護所運営等に関する訓練を実施し、災害時の運営及び医薬品類供給の円滑化を図ります。	